第６号様式（附則第５条関係）

（表）

第　　号

所属及び職名

氏　　名

生　年　月　日

民間の能力を活用した国管理空港等の運営等に関する法律附則第７条第２項の規定により準用する空港法第32条第３項の規定による検査員証

年　　月　　日発行

年　　月　　日限り有効

顔　写　真

国　土　交　通　大　臣　　印

（裏）

民間の能力を活用した国管理空港等の運営等に関する法律抜粋

附　則

（空港法の特例等）

第７条

２　空港法第12条、第13条、第32条及び第33条の規定は、共用空港運営権者について準用する。この場合において、同法第12条の見出し及び同条第１項から第３項までの規定中「空港供用規程」とあり、並びに同条第４項中「空港供用規程（地方管理空港に係るものを除く。）」とあるのは「民間航空専用施設供用規程」と、同条第１項第１号中「空港」とあるのは「民間の能力を活用した国管理空港等の運営等に関する法律附則第２条第１項第１号に規定する民間航空専用施設（以下「民間航空専用施設」という。）」と、同項第３号中「空港」とあるのは「民間航空専用施設」と、同法第13条の見出し及び同条第２項中「着陸料等」とあり、並びに同条第１項中「着陸料等（着陸料その他の滑走路等の使用に係る料金をいう。以下同じ。）」とあるのは「民間航空専用施設の使用に係る料金」と、同条第２項第２号及び同法第33条中「当該空港」とあるのは「当該民間航空専用施設」と、同法第32条第１項及び第２項中「この法律」とあるのは「民間の能力を活用した国管理空港等の運営等に関する法律附則第７条第２項において準用する第12条及び第13条の規定」と読み替えるものとする。

（罰則）

第９条　次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした共用空港運営権者の役員又は職員は、100万円以下の罰金に処する。

一　附則第７条第２項において準用する空港法第32条第２項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して陳述せず、若しくは虚偽の陳述をしたとき。

民間の能力を活用した国管理空港等の運営等に関する法律施行規則抜粋

附　則

（職権の委任）

第９条

２　法附則第６条第３項及び第４項の権限並びに法附則第７条第２項において準用する空港法に規定する国土交通大臣の権限で次に掲げるものは、地方航空局長も行うことができる。

(2)　空港法第32条第２項の権限

４　第２項第１号及び第２号の権限は、当該空港の所在地を管轄する空港事務所長も行うことができる。

空港法抜粋

（報告徴取及び立入検査）

第32条　国土交通大臣は、この法律の施行に必要な限度において、国土交通省令で定めるところにより、空港管理者（国土交通大臣を除く。次項及び次条において同じ。）及び指定空港機能施設事業者に対し、その業務又は経理の状況に関し報告をさせることができる。

２　国土交通大臣は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、空港管理者及び指定空港機能施設事業者の事務所その他の事業場に立ち入り、業務若しくは経理の状況若しくは事業の用に供する施設、帳簿、書類その他の物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。

３　前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があつたときは、これを提示するものとする。

４　第２項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

備考　大きさは、縦13センチメートル、横９センチメートルとする。

第７号様式（附則第７条関係）

（表）

8.6センチメートル

5.4センチメートル

第　　号

写　真

日　本　国

官職

氏名

生年月日　　年　　月　　日

民間の能力を活用した国管理空港等の運営等に関する法律附則第15条第１項の規定により適用する航空法第134条第３項の立入検査員証の立入検査員

国土交通大臣　　印

年　　月　　日　発　行

年　　月　　日限り有効

5.4センチメートル

民間の能力を活用した国管理空港等の運営等に関する法律抜粋

（特定地方管理空港に係る航空法の特例）

第15条　特定地方管理空港運営者が特定地方管理空港の運営等を行う場合における航空法の規定の適用については、同法第47条第１項中「空港等の設置者又は航空保安施設の設置者」とあるのは「民間の能力を活用した国管理空港等の運営等に関する法律（平成25年法律第67号）附則第14条第２項第３号に規定する特定地方管理空港運営者（以下「特定地方管理空港運営者」という。）」と、「当該施設」とあるのは「、空港及び同法第２条第５項第２号に規定する空港航空保安施設のうち、当該特定地方管理空港運営者が行う特定地方管理空港の運営等（同項第１号に規定する運営等をいう。）に係るもの」と、同条第２項中「空港等又は航空保安施設」とあるのは「施設」と、同法第47条の２第１項及び第３項並びに第47条の３第１項中「空港の設置者」とあるのは「特定地方管理空港運営者」と、同法第47条の２第２項中「空港の設置者が遵守すべき」とあるのは「特定地方管理空港運営者が遵守すべき」と、同法第48条ただし書中「管理すべきこと」とあるのは「管理し、若しくは特定地方管理空港運営者が管理するために必要な措置を講ずべきこと」と、同法第134条第１項第４号中「空港等又は航空保安施設の設置者」とあるのは「空港等若しくは航空保安施設の設置者又は特定地方管理空港運営者」とする。